いじめ防止基本方針

令和７年度

雲仙市立南串第一小学校

目　次

はじめに

１　いじめに対する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）
（２）いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条）
（３）保護者の責務（いじめ防止対策推進法第九条）
（４）いじめの理解
（５）いじめ対応への基本姿勢
２　「いじめ防止対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・２
３　いじめ防止対策全体計画・・・・・・・・・・・・・・・３
４　「いじめの防止」に関する取組・・・・・・・・・・・・４
（１）基本的な考え方
（２）いじめ防止のための措置
①いじめについての共通理解
②いじめに向かわない態度・能力の育成
③いじめが生まれる背景と指導上の注意
④自己有用感や、自己肯定感を育む
⑤児童自らが、いじめについて学び、取り組む
（３）年間計画
５　「早期発見」に関する取組・・・・・・・・・・・・・・６
（１）基本的な考え方
（２）早期発見のための措置
①実態把握
②雰囲気づくり
③相談体制
④日常の観察
⑤情報の共有
６　「いじめに対する措置」に関する取組・・・・・・・・・７
（１）基本的な考え方
（２）いじめに対する措置
①発見・通報を受けたときの対応
②いじめられた児童・保護者への支援
③いじめた児童への指導、保護者への助言
④いじめが起きた集団への働きかけ
⑤ネット上のいじめへの対応
７　いじめの認知及び解消の要件等について・・・・・９
（１）いじめの認知
（２）いじめの解消の要件
（３）配慮が必要な児童について
（４）本基本方針の公開
（５）評価及び見直し

おわりに

はじめに

本校は、雲仙市と南島原市の境に位置し、海に面する雄大な景観と、山の恵みに包まれた自然の中で教育活動を行っている。こうした自然の力に加え、お年寄りを大切にする風土によって、父母と祖父母の関わりが、子どもたちの豊かな成長につながっている。また、地域全体で子どもたちを育てていこうとする環境があり、学校教育に対する理解も深く大変協力的である。

学校の教育目標を「地域に学び、たくましく生きる創造性豊かな子どもの育成」として「続けることで大成功！！」を合い言葉に、将来につながる生きる力を付け、知・徳・体のバランスの取れた児童の育成を目指している。その中で、いじめの未然防止として「ふわふわ言葉の励行」「いじめない・いじめを許さない」をキーワードに様々なふれあいを基盤とした集団づくりに努めていく。

Ⅰ　いじめに対する基本認識

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第四条）

児童は、いじめを行ってはならない。

（３）保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第九条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

→保護者と連携した取組の重要性

（４）いじめの理解

① 深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。

② 代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視など、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと、日常的によくあるトラブル、という点が特徴である。

③ ささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、ときに死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。

④ 行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。

⑤ 表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切である。

⑥ 特定の"いじめっ子"や"いじめられっ子"だけの問題ではなく、どの児童も被害者にはもちろん、加害者になり得るという「事実」を正しく理解することが大切である。

⑦ 多くの児童生徒が被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれていること、さらに被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わる事実をしっかりと認識する。

（５）いじめ対応への基本姿勢

〇『いじめられている子にも非がある』といじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じであり絶対にしてはならない。

〇いじめのきっかけとして、いじめられている子どもにも何らかの原因の一端があったというケースであっても、まずは、いじめ行為を止めさせ、いじめ行為の非を分からせることに全力を尽くさなければならない。

〇事態が収拾した段階で適切な指導を行う。

２　「いじめ防止対策委員会」の設置

（１）構成員

【定例の校内委員会】

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年代表・養護教諭

【いじめ防止対策委員会】

校長・教頭・生活指導主任・学校代表（必要に応じて養護教諭等）

学校関係者評価委員・学識経験者（くわづる委員会委員）・育友会役員

（２）役割

〇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

〇いじめの相談・通報の窓口となる。

〇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などの情報収集と記録、共有を行う。

〇いじめに組織的に対応するための中核となる。

3　いじめ防止対策全体計画

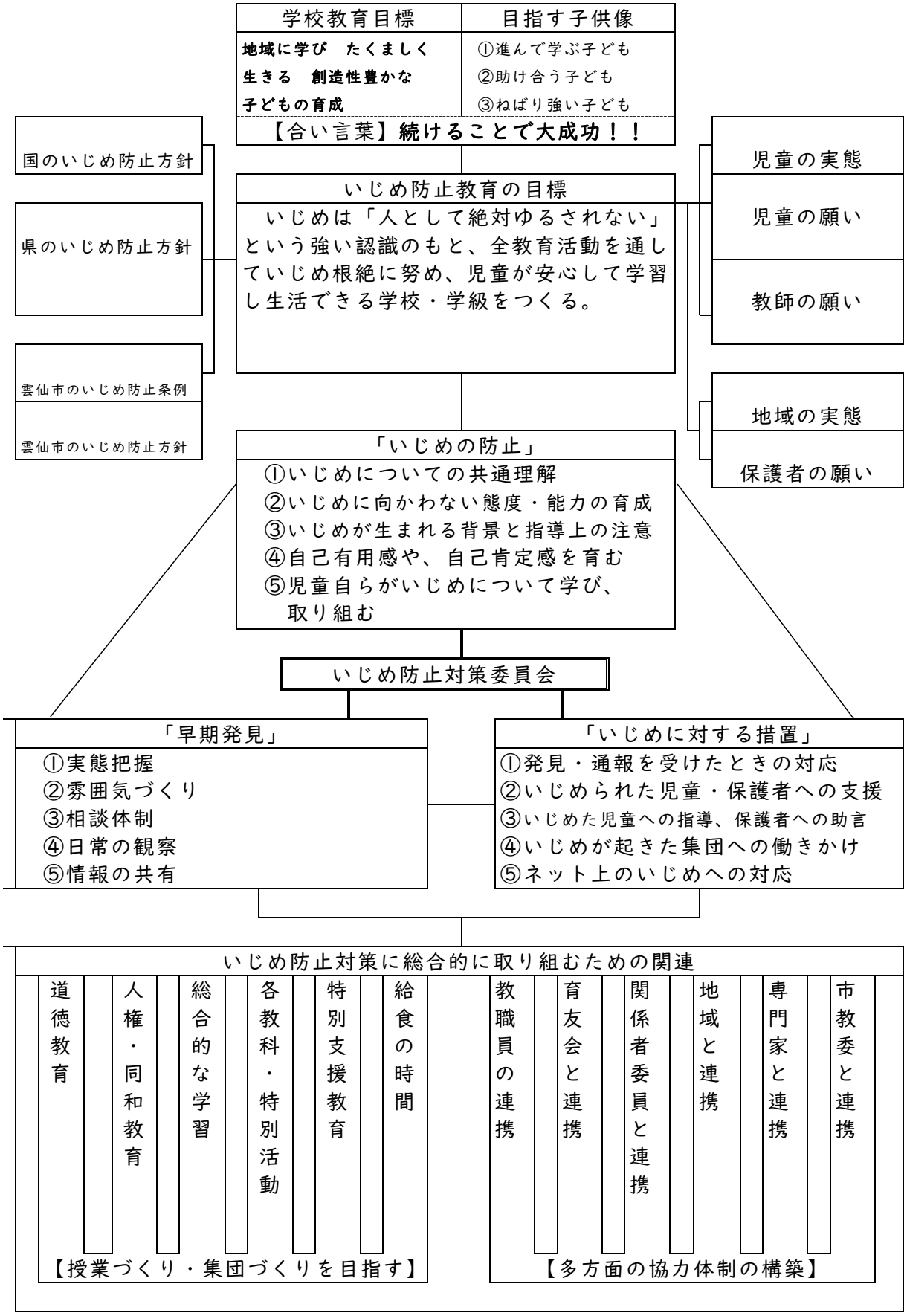

４　「いじめの防止」に関する取組

（１）基本的な考え方

〇いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく。

〇未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

〇児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出していく。

〇未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

（２）いじめ防止のための措置

①　いじめについての共通理解

（ア）　いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

（イ）　児童に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

（ウ）　何がいじめなのかを具体的に列挙して伝えていく。

②　いじめに向かわない態度・能力の育成

（ア）　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。

（イ）　幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

（ウ）　自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③　いじめが生まれる背景と指導上の注意

（ア）　授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。

（イ）　学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

（ウ）　ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

（エ）　教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

（オ）　教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化することを共通理解する。

（カ）　障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

④　自己有用感や、自己肯定感を育む。

（ア）　ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を意図的に位置づける。

（イ）　教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

（ウ）　自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

（エ）　社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、幅広く長く多様な眼差しで児童を見守るよう配慮する。

⑤　児童自らが、いじめについて学び、取り組む。

（ア）　児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。（児童会等の取組）

［例］

・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。

・ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

・「いじり・冷やかし・からかい」「仲間はずし」「集団による無視」も「いじめ」の一形態であることを学ぶ。

（３）年間計画

「ふわふわ言葉」の推進　「いじめない・いじめを許さない」児童の育成

学　期	未然防止の取組（自己有用感・自己肯定感）		
	集会等	学校行事	委員会・研修等
１学期	・たてわり班活動 ・歓迎集会 ・なかよしタイム ・田植え、芋苗植え ・平和集会 ・奉仕作業	・歓迎遠足 ・家庭訪問 ・運動会 ・体力テスト ・心を見つめる教育週間（SNSノートながさき） ・分教室との交流	・保護者への基本方針周知（育友会総会） ・相談機関の周知 ・いじめ防止対策委員会 ・いじめアンケート ・事例研（随時） ・家庭訪問情報交換 ・いじめ対策校内研修
２学期	・ふれあい給食 ・なかよしタイム ・稲刈り ・芋掘り ・たてわり班活動 ・なかよし集会	・修学旅行 ・宿泊学習 ・秋の遠足 ・くわづる祭り ・くわづる発表会	・いじめ防止対策委員会 ・事例研（随時） ・いじめアンケート ・特別支援研修
３学期	・たてわり班活動 ・６年生を送る会	・持久走大会 ・入学説明会 ・卒業式	・いじめ防止対策委員会 ・いじめアンケート

５　「早期発見」に関する取組

（１）基本的な考え方

〇いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

〇ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

〇日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

（２）早期発見のための措置

①　実態把握

（ア）　定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。（家庭とも連携）

②　雰囲気づくり

（ア）　児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる

（イ）　児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。

③　相談体制

（ア）　児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

（イ）　児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価せず、真摯に対応する。

（ウ）　児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

④　日常の観察

（ア）　休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。

⑤　情報の共有

（ア）　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、いじめに関する情報を集め、教職員全体で共有する。

6　「いじめに対する措置」に関する取組

（１）基本的な考え方

〇発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

〇被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

〇謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

〇教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関専門機関と連携し、対応に当たる。

（２）いじめに対する措置

①　発見・通報を受けたときの対応

（ア）　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

（イ）　児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。

（ウ）　いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

（エ）　発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」において情報を共有する。

（オ）　「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（カ）　事実確認の結果は、校長が学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

②　いじめられた児童・保護者への支援

（ア）　いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

（イ）　いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

（ウ）　児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

（エ）　家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
（オ）　いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
（カ）　いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
（キ）　いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
（ク）　状況に応じて、心理や福祉等の専門家等、外部の協力を得る。
（ケ）　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
（コ）　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③　いじめた児童への指導、保護者への助言
（ア）　いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
（イ）　事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに､保護者に対する継続的な助言を行う。
（ウ）　いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
（エ）　いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
（オ）　児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
（カ）　いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止等の措置も含め、毅然とした対応をする。

④　いじめが起きた集団への働きかけ
（ア）　いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
（イ）　はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
（ウ）　いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

⑤　ネット上のいじめへの対応
（ア）　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

（イ）　パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
（ウ）　長崎県教育委員会「SNSノートながさき」の計画的な活用を図る。

7　いじめの認知及び解消の要件等について

（１）いじめの認知
〇けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）いじめ解消の要件
〇いじめに係る行為が、少なくとも３ヶ月の期間は止んでいること
〇被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと

（３）配慮が必要な児童について
〇特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（４）本基本方針の公開
〇本基本方針は、本校ホームページに掲載し、保護者や地域住民に公開するとともに、その内容を、育友会総会及び「学校運営協議会」において説明するものとする。(児童へは学年の発達段階に応じて、適宜、分かりやすい言葉で説明する。)

（５）評価及び見直し
〇本基本方針に基づきいじめ防止等に係る達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する(学校関係者評価委員会を含む)とともに取組の見直しを進める。

おわりに

本校がこれまで大切にしてきた「居場所づくり」「絆づくり」が、いじめを生まない土壌づくりに大きな効果を発揮していくと考える。そのためにも、「ふわふわ言葉の励行」「いじめない・いじめを許さない」をキーワードに、縦の異学年・横の同学年の関係作り、中学校で一つになる第二小との合同行事、中学校・分教室との交流等を継続・充実させ、いじめの未然防止につなげていきたい。
また、集団づくりと同時に「授業づくり」を校内研究によって深めていくことで、児童の自己肯定感・自己有用感を高め、トラブルが起きてもいじめへとエスカレートすることがない学校風土を培っていかねばならない。
こうしたことを実現するためにも、教職員相互の連携、家庭地域との連携、小中の連携をより強固にし、多方面の協力体制を構築したいじめ防止対策に努めていく。